

案件 2

「循環型社会形成推進地域計画について」

循環型社会形成推進地域計画の策定について

1 概要

地域計画とは、市町村が循環型社会形成の推進を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に規定する基本方針に沿って作成するものであり、この計画に基づく計画支援事業や施設整備事業に対して循環型社会形成推進交付金が交付される。

本地域計画では、施設を長寿命化し単独処理する想定のもと、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進のための明確な目標と、この目標を達成するための具体的な各種施策等を記載することとしている。

2 地域計画の内容

① 地域の循環型社会を推進するための基本的な事項

対象となる地域、計画期間及び基本的な方向について記述する。

② 循環型社会形成推進のための現状と目標

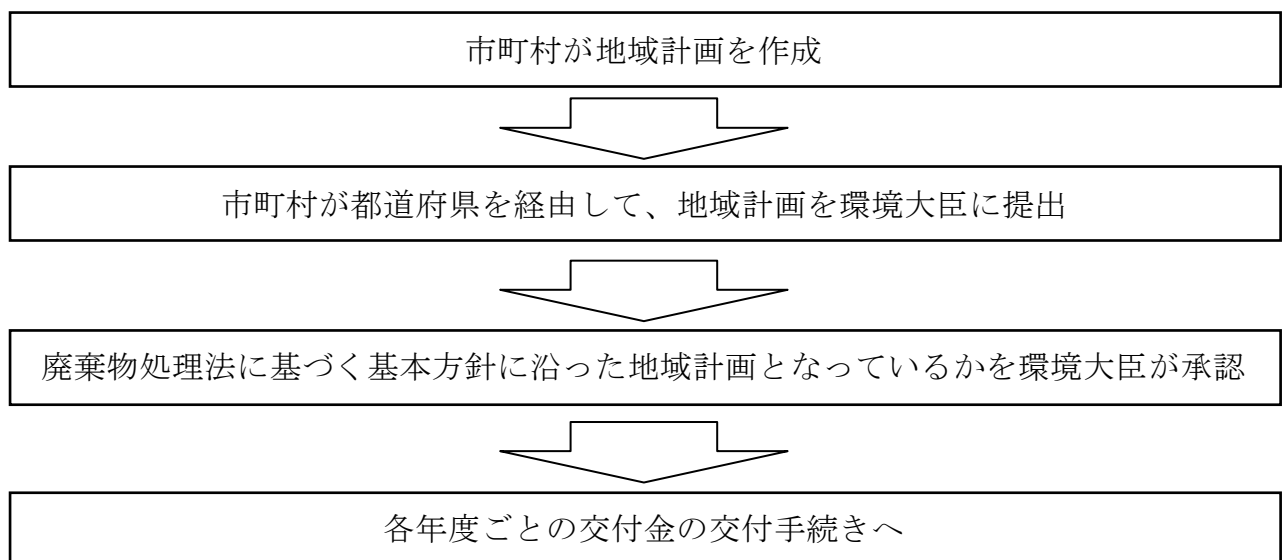
排出量、再生利用量、減量化量、熱回収量、最終処分量などの現状と目標について記述する。

③ 施策の内容

発生抑制、再使用の推進に関する施策、処理体制の変更に関する事項、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業、その他の施策について、設定した目標達成に向け検討し記述する。

④ 計画のフォローアップと事後評価

3 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金制度の流れ



茨木市 循環型社会形成推進地域計画

(平成 29 年 10 月 16 日版)

茨 木 市

平成 29 年 月 日

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
(4) 生活排水処理の目標	6
3 施策の内容	7
(1) 発生抑制、再使用の推進	7
(2) 処理体制	10
(3) 処理施設等の整備に関する事業	13
(4) 浄化槽に関する事業	13
(5) 施設整備に係る計画支援に関する事業	13
(6) その他の施策	14
4 本計画のフォローアップと事後評価	14
(1) 計画のフォローアップ	14
(2) 事後評価及び計画の見直し	14
添付資料 1 対象地域図	15
添付資料 2 一般廃棄物の現状と目標	16
添付資料 3 家庭系ごみの排出区分	17
添付資料 4 現有処理施設の概要	18
様式 1	19
様式 2	26
様式 3	27
参考資料様式 2	32
参考資料様式 5	33
参考資料様式 6	35

茨木市 循環型社会形成推進地域計画

大阪府

茨木市

申請日 平成 30 年 月 日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 : 茨木市

面積 : 76.49 km² (茨木市勢要覧 平成 29 年 3 月版)

人口 : 280,518 人 (平成 29 年 3 月末現在)

地勢 : 茨木市 (以下、「本市」という。) は、淀川北の大阪府北部に位置し、北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町に接している。北半分は丹波高原の老の坂山地の麓で、南半分には大阪平野の一部をなす三島平野が広がっている。南北 17.05km、東西 10.07km、面積 76.49km² の、南北に長く東西に短い形で、北から南に向かって安威川・佐保川・茨木川・勝尾寺川が流れている。

※対象地域図 (添付資料 1)

(2) 計画期間

本計画は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

家庭系一般廃棄物 (以下、「家庭系ごみ」という。) の排出量については、平成 12 年度をピークに減少し、平成 19 年度のごみ袋透明化や資源物品目別収集の効果により大きく減少した後、緩やかに減少を続けている。また、平成 26 年度には粗大ごみの区分変更、化粧びん・古布類の分別収集を開始し、ごみの減量・資源化の指導啓発に努めてきた。今後は、効率的な分別区分を構築するとともに、出前講座等を開催し、市民へごみ分別の啓発を進め、その効果や問題点の整理を行いながら、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

事業系一般廃棄物 (以下、「事業系ごみ」という。) の排出量についても、平成 12 年度をピークに減少傾向に入ったが、平成 19 年度に指導等の対象となる多量排出事業者の範囲を、「ごみ排出量月 5t 以上」から「月 3t 以上」に拡大し、さらなるごみの減量に努めてきた。また、平成 26 年度には搬入物検査を効率的に行うため、検査装置を導入し、搬入されるごみの適正化と排出元事業者に対するごみ分別の指導強化を図り、ごみ減量への取組を推進して

きた。

本市では、平成 28 年 3 月に「“もったいない” が環^{めぐ}るまち いばらき」を基本理念とする茨木市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量・資源化の推進を図ることとしている。

今後は、国の基本方針である「各主体の協働による減量化を推進」、「循環型社会での総合的な再資源化を推進」、「適正排出と適正処理を推進」の下、茨木市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民・事業者・行政がごみの減量・再資源化に対する意識を持ち、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を優先した循環型社会の実現に向けた取組を協働して実践することにより、再資源化及び適正排出を推進していく。

生活排水の処理については、衛生的かつ河川の水質悪化等を防ぐ目的から、公共下水道及び合併浄化槽地の整備を進めていく。

(4) 広域化の検討状況

平成 11 年 3 月に策定された「大阪府ごみ処理広域化計画」では、大阪市、北大阪、東大阪、南河内、泉北、泉南の 6 ブロックごとに分割され、広域ブロックが設定された。本市は、北大阪ブロック（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町）に属している。

今後も、近隣自治体、関係機関との調整を図り広域化の検討を進めていく。

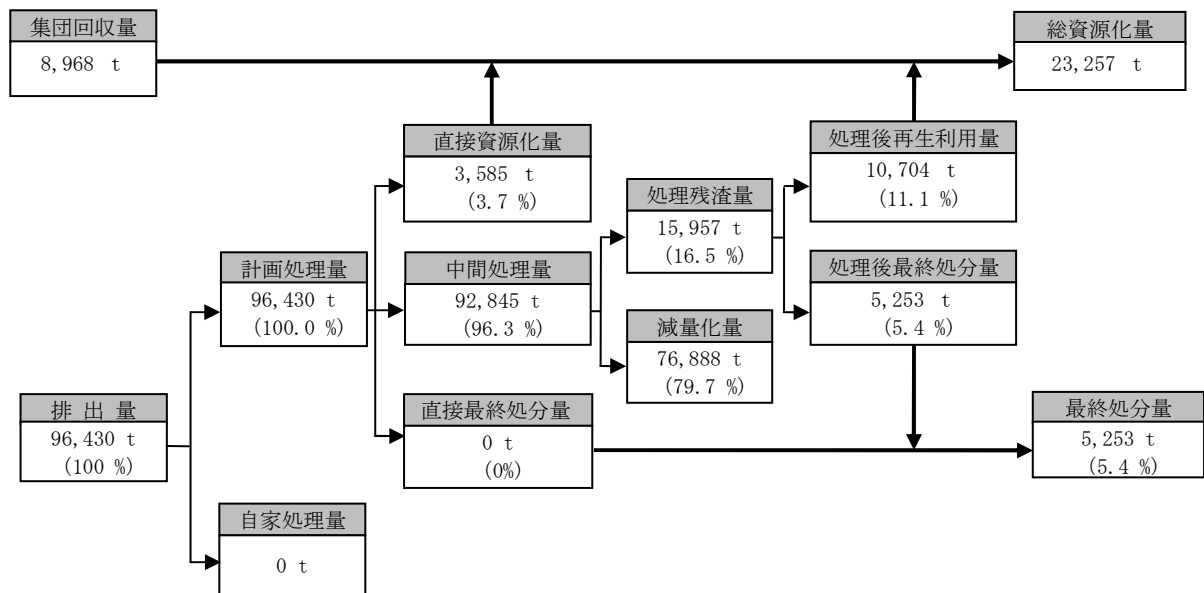
2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

一般廃棄物の処理状況フロー（平成 28 年度）は、図 1 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、105,398t であり、再生利用される「総資源化量」は 23,257t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）÷（排出量＋集団回収量））は 22.1%である。

中間処理による減量化量は 76,888t であり、集団回収量を除いた排出量の 79.7%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 5.4%にあたる 5,253t が最終処分されている。



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。（割合表記の小数第 2 位で実行）

※ごみ処理施設の概要については添付資料 4 を参照

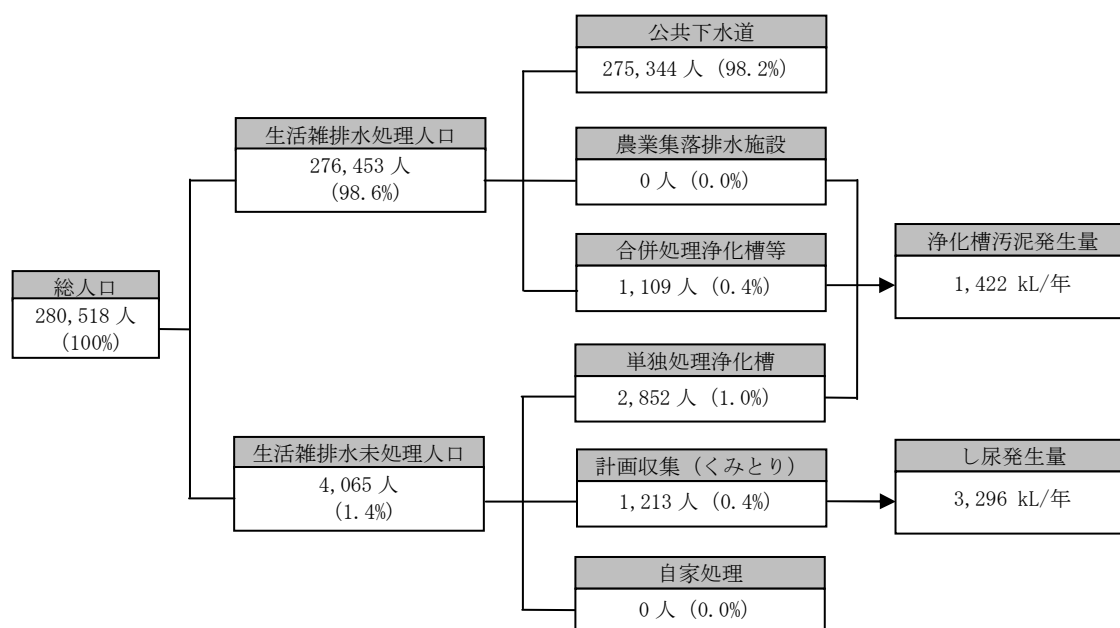
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 28 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

生活排水の処理状況フロー（平成 28 年度）は、図 2 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 280,518 人であり、生活雑排水処理人口（水洗化人口）は 276,453 人、汚水衛生処理率は 98.6%である。

し尿発生量は 3,296kL/年、浄化槽汚泥発生量は 1,422kL/年、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 4,718kL/年である。



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。（割合表記の小数第 2 位で実行）

※し尿処理施設の概要については、添付資料 4 を参照

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 28 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図 3 に示すとおりである。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標			現状（割合※ ¹ ） （平成 28 年度）	目標（割合※ ¹ ） （平成 35 年度）
排出量	事業系	総排出量 1 事業所当たりの排出量※ ²	46,508 t 4.81 t/事業所	44,631 t (-4.0%) 4.62 t/事業所 (-4.0%)
	家庭系	総排出量 1 人当たりの排出量※ ³	49,922 t 165.2 kg/人	44,535 t (-10.8%) 144.9 kg/人 (-12.3%)
	合計	事業系家庭系排出量合計	96,430 t/年	89,166 t/年 (-7.5%)
再生利用量	直接資源化量		3,585 t (3.7%)	3,838 t (4.3%)
	総資源化量		23,257 t (22.1%)	24,628 t (24.4%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）		36,845 MWh	31,023 MWh
減量化量	中間処理による減量化量		76,888 t (79.7%)	71,401 t (80.1%)
最終処分量	埋立最終処分量		5,253 t (5.4%)	4,730 t (5.3%)

※¹ 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※²（1 事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※³（1 人当たりの排出量）＝{(家庭系ごみの総排出量)－(家庭系ごみの資源ごみ量)} × 10³ / (人口)

※ 過去の経年及び予測数値については、添付資料 2 を参照

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量であり所内ダストを含む。（集団回収量を除く。）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

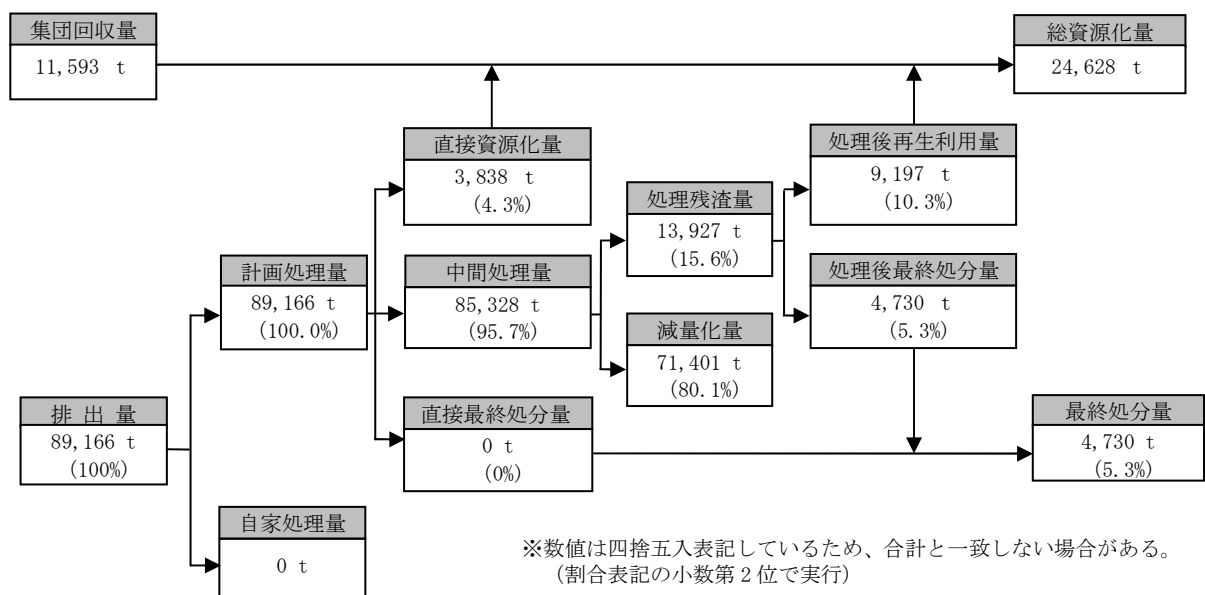


図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 35 年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成 28 年度実績	平成 35 年度目標
処理形態別人口	公 共 下 水 道	275,344 人 (98.2 %)	279,026 人 (99.3 %)
	農 業 集 落 排 水 施 設	0 人 (0.0 %)	0 人 (0.0 %)
	合 併 処 理 浄 化 槽 等	1,109 人 (0.4 %)	1,074 人 (0.4 %)
	未 処 理 人 口	4,065 人 (1.4 %)	859 人 (0.3 %)
	合 計	280,518 人 (100.0 %)	280,959 人 (100.0 %)
し尿・汚泥の量	汲 み 取 り し 尿 量	3,296 kL	2,567 kL
	浄 化 槽 汚 泥 量	1,422 kL	931 kL
	合 計	4,718 kL	3,498 kL

※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。(割合表記の小数第 2 位で実行)

3 施策の内容

循環型社会の実現に向け本市においては、市民・事業者から輩出される廃棄物を発生源から抑制するため、下記の施策について取り組むこととする。

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 普及啓発

◆広報・啓発活動

ホームページや広報紙、リーフレットのほか、ごみ収集車を使ったアナウンスによる広報活動を推進する。また、啓発用パネルやビデオ・DVD の貸し出しを行うほか、分別アプリを配信し、啓発活動を推進する。

◆分別の徹底（※分別区分については添付資料 3 を参照）

啓発物（リーフレット等）の作成・配布や、ごみ集積場所への啓発ポスターの掲示を通じて、市民へごみの正しい分別方法や収集日の周知徹底を図る。

◆市民等啓発の推進

ホームページ及び広報紙などのほか、新たな方法による市民・事業者への啓発、廃棄物減量等推進員による地域への啓発、再生資源集団回収奨励金制度の見直しにより、3R を推進する。

◆事業所への指導の強化

月 3t 以上の事業系ごみを排出する事業者（多量排出事業者）を対象に、減量計画書の提出及び廃棄物管理者責任の届出を求めている。平成 26 年度には減量計画書に基づき、多量排出事業者を訪問し、ごみの減量・資源化の指導を行った。今後も、事業所訪問を実施し、実効性のある啓発・指導を行う。

◆小規模事業者への周知・啓発

特に小規模事業者において、処理責任や事業系ごみと産業廃棄物に関する認識が低いことから、小規模事業者への周知・啓発に重点的に取り組む。

◆ごみ出しルールの周知・啓発

若い世代や高齢者に対してもわかりやすい方法により、ごみ出しルールを周知・啓発する。

イ 環境教育

◆生涯学習講座

現在、ごみへの関心と理解を深めてもらうため、市民や学校等から申し込みを受け、現地向向いて生涯学習講座「ごみの現状と減量化・リサイクルについて」を開催している。今後も積極的に実施していく。

◆副読本の配布

現在、3R の考え方に親しんでもらい行動を促すため、小学四年生向けに副読本を作成・配布している。今後も積極的に実施していく。

◆社会科見学等

現在、ごみへの関心と理解を深めてもらうため、環境衛生センターの見学会や「いばら

き環境フェア」を実施している。今後も積極的に実施していく。

ウ 再生利用

◆古紙類、古布類の再資源化の推進

家庭系普通ごみに含まれる紙類は※27.6%もあることから、資源化可能な紙類の分別・資源化に積極的に取り組む。

古紙類や古布類はできるだけ地域の集団回収に出してもらえよう、自治会未加入者や単身世帯、特に若い世代の市民に対して認知されやすく効果的な周知・啓発を行うとともに、わかりやすい分け方・出し方の情報提供に努める。

◆小型家電の資源化の推進

国の認定事業者であるリネットジャパン株式会社との協定に基づき、宅配回収サービスによる小型家電の資源化を推進していく。

また、市内2ヶ所でボックスによる拠点回収を実施しており、今後拡大を検討する。

◆プラスチック類の再資源化の検討

家庭系普通ごみに含まれるプラスチック類は※16.5%もあることから、資源化可能なプラスチック類の分別・資源化に取り組む。食品トレイなどをスーパーの店頭回収に出している人は少ないことから、リサイクルの取り組みが促進されるようなアプローチを検討する。

エ マイバッグ運動、レジ袋対策

◆マイバッグ運動の推進、レジ袋削減の取り組み

北摂地域で連携してマイバッグ配布のキャンペーン運動などを行い、市民・事業者・行政が協力して、マイバッグ持参とレジ袋削減を推進する。

オ 助成

◆生ごみ処理容器等設置補助制度の利用拡大

一般家庭から出る生ごみの減量化と再資源化を図るため、コンポスト容器等及び電気式生ごみ処理機を購入し設置される方に対し、予算の範囲で購入費用の一部を助成している。

家庭系普通ごみに生ごみが※35.7%も含まれることから、今後も生ごみ処理容器等の購入に対する補助制度を実施し、生ごみの堆肥化を推進する。

◆再生資源集団回収報奨金制度

ごみの減量及び資源の有効利用を促進し、ごみ問題に対する市民の意識向上を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体に対し、活動に必要な資材の購入、その他活動の円滑な実施に資する費用の一部として報奨金を支給している。

今後も奨励金制度や対象品目の見直し、周知の強化を行い、ごみの減量・資源化に努める。

◆事業所への紙ごみ分別ボックス購入補助金制度

事業系紙ごみの排出抑制と再資源化を図るため、紙ごみ分別ボックスを購入し設置される事業者に対し、予算の範囲で購入費用の一部を助成し、紙ごみの再資源化を推進する。

カ 有料化

◆家庭系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討

今後のごみ排出量の推移を見極め、近隣市の状況を調査し、住民サービスの維持を踏まえたうえで、家庭系ごみ処理の費用負担のあり方について検討していく。

◆事業系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討

今後の事業系ごみ排出量の推移を見極め、必要に応じてインセンティブを働かせるアプローチを検討するとともに、適正な処理料金のあり方について検討していく。

キ 生活排水対策

◆汚濁物質の発生源対策

下水道処理区域内における下水道未接続家屋への訪問を行い、速やかに下水道に接続するよう指導するほか、公設浄化槽区域内にける水洗トイレ改造者への資金融資や助成金制度を引き続き実施し、公設浄化槽への接続を推進する。

◆水路・河川の清掃等

水路・河川等の美化活動をボランティア団体・企業等と市が協働し、環境美化活動に取り組むほか、安威川クリーンキャンペーンを実施し、河川の美化活動を推進する。

◆広報活動・啓発活動

ホームページや広報紙などを活用し、幅広い世代への情報を発信するほか、施設見学会・出前講座等を実施し、啓発を推進する。

※の数値は平成 26 年度ごみ質調査結果（湿ベース）。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

本市での現在及び将来の分別区分及び処理方法は、表 3 に示すとおりである。また、分別区分毎のごみの種類の内容を添付資料 3 に示す。

普通ごみ、粗大ごみは本市のごみ処理施設である「環境衛生センターごみ処理施設」で処理し、残渣のスラグ及び鉄分は民間処理業者へ売却し、それぞれ再資源化している。一部、集じん灰のみ大阪湾広域臨海環境整備センターへ委託し埋立処分を行っている。

資源物の古紙類・古布類、ペットボトル、缶及びびんは環境衛生センターの集積場へ一旦搬入したのち、古紙類・古布類、ペットボトル、缶は再生資源業者へ売却し、びんは民間処理業者へ再資源化を委託している。

小型家電製品及び水銀使用製品についても回収ボックスによる拠点回収を行い、再資源化に努めている。

今後は、老朽化が進む環境衛生センターについて、平成 35 年度稼働開始を目処に基幹改良工事を行い安定・適正処理を行う。また、災害発生時や広域処理への対応のために現行の処理水準を維持する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも家庭系ごみの分別区分に準じて処理を行うものとする。ごみの自己処理責任の周知徹底、指導強化を行い、ごみの排出量の抑制や分別の徹底を推進するとともに、多量の事業系ごみを排出する事業者に対しては、事業所における事業系ごみの減量、処理に関する計画を作成し、計画を実行するよう推進してごみの減量化を図る。また、特に排出量の多い事業所に対しては、引き続き個別に廃棄物処理契約を交わし、搬入量の抑制を進める。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市所有の環境衛生センターにおいて産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず）の処理を行っている。今後も環境衛生センターにおいて適正に処理を行う。

エ 生活排水処理の現状と今後

現在、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水処理施設の汚泥も含む。）については、「環境衛生センターし尿前処理施設」において前処理し、中央水みらいセンターで終末処理している。また、公共下水道放流分については、中央水みらいセンター及び高槻水みらいセンターで終末処理をしている。

生活排水の処理については、引き続き公共下水道事業や農業集落排水処理施設等が整備されていない地域での合併浄化槽の整備を進めていく。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇環境衛生センターを基幹改良することによって、普通ごみ及び粗大ごみの安定・適正処理を行う。
- ◇災害発生時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び広域処理への対応も可能とするため、現行の処理水準を維持する。
- ◇事業系ごみを多量に排出する事業者に対し、減量、処理に関する計画を義務付け、計画管理を行うことにより、事業系ごみの発生を抑制する。また、大阪中央卸売市場及び大阪府食品流通センターについては、引き続き個別に契約書を交わし、発生抑制に努める。
- ◇公共下水道及び農業集落排水施設が整備されていない地域において合併処理浄化槽の設置を推進する。

表 3 家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分	現状（平成 28 年度）			
	処理方法	処理施設		処理実績 (t/年)
		一次処理	二次処理	
普通ごみ	溶 融	茨木市環境衛生センター	【鉄分、スラグ】 民間処理業者へ売却し、 再資源化	40,874
粗大ごみ（小型、大型）			【集じん灰】 最終処分場で埋立（民間）	5,463
缶	リサイクル	茨木市環境衛生センターで 一時保管	再生資源業者へ売却し、 再資源化	343
びん			民間処理業者へ処理委託し、 再資源化	1,485
ペットボトル			再生資源業者へ売却し、 再資源化	623
古紙類				904
古布類				99

分別区分	今後（平成 35 年度）			
	処理方法	処理施設		処理見込 (t/年)
		一次処理	二次処理	
普通ごみ	溶 融	茨木市環境衛生センター	【鉄分、スラグ】 民間処理業者へ売却し、 再資源化	35,526
粗大ごみ（小型、大型）			【集じん灰】 最終処分場で埋立（民間）	4,653
缶	リサイクル	茨木市環境衛生センターで 一時保管	再生資源業者へ売却し、 再資源化	328
びん			民間処理業者へ処理委託し、 再資源化	1,518
ペットボトル			再生資源業者へ売却し、 再資源化	605
古紙類				1,077
古布類				87
小型家電品			民間処理業者へ処理委託し、 再資源化	517
水銀使用製品				1

(3) 処理施設等の整備に関する事業

ア 廃棄物処理施設

前項（2）に示す処理体制で処理を行うために必要な施設は表 4 に示すとおりである。

表 4 整備する廃棄物処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	茨木市環境衛生センター基幹改良事業	450t/日	茨木市東野々宮町 14-1	平成 32 年度 ～ 平成 34 年度

【整備理由】

事業番号 1 : ガス化熔融施設の老朽化

※事業番号は P26 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 に対応

(4) 浄化槽に関する事業

合併浄化槽の整備を表 5 のとおり行う。

表 5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基 数（基） （平成 28 年度）	整備計画 基 数 （基）	整備計画 人 口 （人）	事業期間
2	浄化槽市町村整備推進事業	128	15	39	平成 30 年度 ～ 平成 34 年度

※事業番号は P26 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 に対応

※平成 29 年度の整備予定は 14 基である。

(5) 施設整備に係る計画支援に関する事業

上記（3）の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	茨木市環境衛生センター基幹改良事業（事業番号 1）に関する計画支援事業	長寿命化総合計画策定業務	平成 30 年度
		発注仕様書作成業務	平成 31 年度
		事業者選定業務	平成 31 年度

※事業番号は P26 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 に対応

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃棄物減量等推進員の設置

行政と住民をつなぐ地域の指導者として廃棄物減量等推進員を設置している。推進員は、ごみ集積所の現状確認やごみの出し方等についての啓発活動等に取り組んでいる。

今後は、研修会を開催するなど、廃棄物減量等推進員の知識を深め、実践的なごみ減量活動の展開を図る。

イ 不法投棄対策の強化

「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「茨木市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」に基づき、広報紙やチラシ、看板による周知・啓発、パトロールを継続して実施し、ごみの不法投棄や散乱の防止に努める。

ウ 災害廃棄物の適正処理の推進

北摂地域における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定に基づき、災害発生時におけるごみ処理の広域的な支援体制を確保する。

4 本計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を一般廃棄物処理基本計画の進捗として公表する。また、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて大阪府及び国と意見を交換しつつ、計画の見直しを行う。

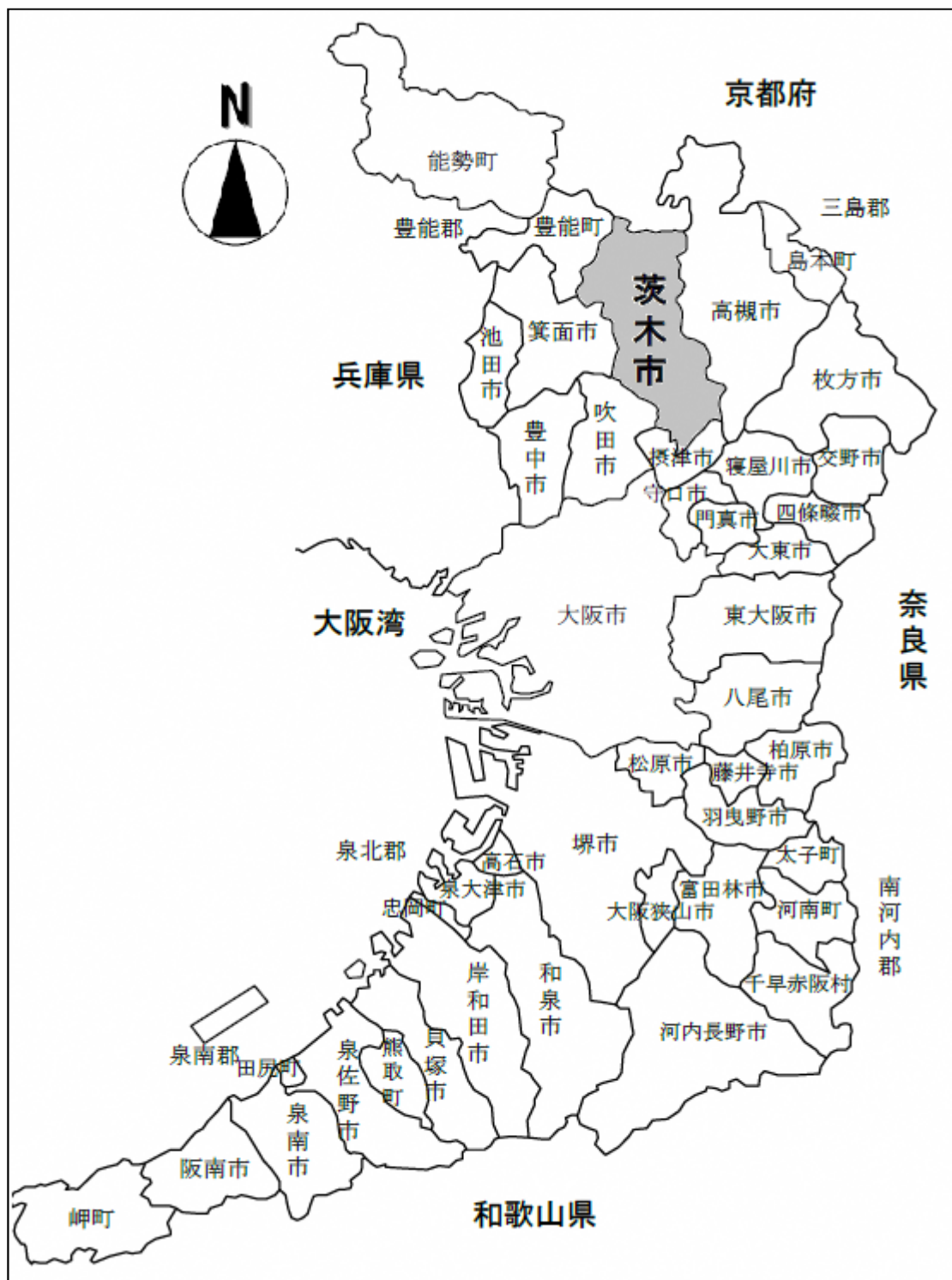
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料 1 対象地域図



※出典：茨木市統計書

添付資料 2 一般廃棄物の現状と目標

年度 指標・単位			過去の状況・現状					予測						
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
排 出 量	事業系	総排出量（トン）	52,299	52,478	50,487	49,191	46,508	48,918	47,826	46,770	45,751	44,931	44,813	44,631
		1 事業所当たりの排出量（トン/事業所）※1	5.73	5.75	5.22	5.09	4.81	5.06	4.95	4.84	4.73	4.65	4.64	4.62
	家庭系	総排出量（トン）	54,175	53,649	51,506	51,358	49,922	50,108	49,076	47,877	46,674	45,390	44,948	44,535
		1 人当たりの排出量（kg/人）※2	184.7	181.6	172.1	171.0	165.2	164.6	160.3	155.4	151.2	146.9	145.8	144.9
	合計	事業系家庭系排出量	106,474	106,127	101,993	100,549	96,430	99,026	96,902	94,647	92,425	90,321	89,761	89,166
		合計（トン）												
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)		3,076	3,261	3,555	3,596	3,585	3,775	3,814	3,829	3,862	3,874	3,848	3,838
	総資源化量(トン)		25,773	25,739	24,325	24,798	23,257	24,887	24,966	24,970	24,981	25,006	24,821	24,628
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)		86,042	85,227	82,441	80,353	76,888	79,746	77,926	76,017	74,121	72,341	71,892	71,401
最 終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)		5,310	5,635	5,462	5,211	5,253	5,266	5,149	5,027	4,905	4,791	4,762	4,730

※1 （1事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※2 （1人当たりの排出量）＝{(家庭系ごみの総排出量)－(家庭系ごみの資源ごみ量)} ×10³ / (人口)

添付資料 3 家庭系ごみの排出区分

分 別 区 分		主な品目	出し方の注意
① 普通ごみ	台所ごみ（生ごみ）	野菜・魚・肉等の調理くず、食べ残し、お茶がら、固めた食用油などの台所のごみ	◆生ごみは、水切りを十分にする
	リサイクルできない紙くず	ティッシュペーパー、油紙、感熱紙、写真、カーボン紙、紙おむつ等	◆紙おむつは汚物を取り除く
	草・落ち葉	少量の草（土は取り除く）、落ち葉、木片、植木の剪定枝等	◆草・落ち葉は1回につき3袋まで
	ボロ布・雑巾	ボロ布、雑巾、わた、羽毛、電気毛布、座布団、カーペット等	—
	小型のプラスチック製容器・製品	天ぷら油容器、カップ麺・弁当容器、マヨネーズ・ケチャップ容器、卵パック等	—
	小型の金属類	料理用器具（鍋、やかん、フライパン等）、金属キャップ（ふた）、アルミホイル、アルミ箱等	—
	皮革・ゴム製品	靴、長靴、手袋、鞆等	—
	陶器類	茶碗・皿などの食器、土鍋、花瓶、七輪	◆割れた陶器類は紙に包んで「危険」の表示
	スプレー缶・携帯カセットコンロボンベ	スプレー缶、携帯カセットコンロボンベ	◆十分に使いきって穴を開ける
	使い捨てライター	使い捨てライター	◆ガスを抜く
	刃物	カッター、はさみ、包丁等	◆紙に包んで「危険」の表示
	筒型乾電池	乾電池	◆ボタン電池や小型充電電池は店頭回収箱へ
	発泡スチロール	発泡スチロール箱、食品トレイ	◆大きいものは小さく割る ◆食品トレイ等はスーパーの店頭回収へ
②粗大ごみ（小型）		照明器具類（電球・蛍光灯等）、家庭電化製品、剪定した枝幹、ガラス類	◆大きさが30cm以上1m未満のごみ、ガラス類及び飲食品用、化粧品以外のびん
③粗大ごみ（大型）		大型の家具類（机・たんす・棚等）、大型プラスチック類、大型の金属類、自転車	◆大きさが1m以上のごみ（ただし1辺のいずれかは1m未満）
④缶類		ビール・ジュース缶、菓子缶、缶詰、飲み菓の缶（中身の無いもの）等	◆中を洗って、キャップ（ふた）を外して出す ◆中身が見える透明袋に入れて出す
⑤びん類		ジュースびん、ドリンクびん、調味料等のびん、化粧品びん、飲み薬びん等	◆中を洗って、キャップ（ふた）を外して出す ◆中身が見える透明袋に入れて出す ◆リターナブルびん（牛乳・ビール・清酒等）は購入店へ返却
⑥ペットボトル		飲料用、酒類（日本酒、焼酎、ウイスキー、本みりんなど）、しょう油のペットボトル等	◆中を洗って、キャップ（ふた）、ラベルを外して出す ◆中身が見える透明袋に入れて出す
⑦ 古紙類・古布類	古紙類	新聞、折込チラシ	◆紙類は分類ごとに紐などで結んで出す ◆できるだけ子ども会や自治会の集団回収に出す
		雑誌	
		ダンボール	
	古布類	古着（化繊の衣類も含む）、毛布、カーテン、シーツ、タオル等	◆透明袋に入れて出す
	紙パック	牛乳パック、ジュースの紙パック等	◆紙パックは水洗いの後、切り開いて乾かし、紐で結束してから市公共施設の古紙回収箱へ出す ◆内側が銀色や茶色のものは普通ごみへ

※1 家電リサイクル法の施行にともない「テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、衣類乾燥機」は、市では収集しません。

次のような方法で処分してください。（すべての場合に、リサイクル料金と収集運搬料がかかります。）

◎その製品を購入した小売店に引き取りを依頼する。

◎買い替えをする小売店に引き取りを依頼する。

※2 家庭用パソコンリサイクルにともない「パソコン」をごみとして出すことはできません。下記の方法で出してください。

◎市設置の回収ボックスによる拠点回収（※3の小型家電製品としての回収）

◎メーカーによる引取

※3 平成29年10月から下記のものについては回収ボックスを設置しての拠点回収を実施しています。可能な限り、こちらの利用をお願いします。

◎小型家電製品

◎水銀使用製品（蛍光灯、電池、体温計など）。

添付資料 4 現有処理施設の概要

【ガス化熔融施設】

(1) 茨木市環境衛生センター（ごみ処理施設）

	概 要	
所 在 地	茨木市東野々宮町 14-1	
主 体 名	茨木市	
施 設 名	第 1 工場	第 2 工場
竣 工 年 月	平成 11 年 3 月	平成 8 年 3 月
処 理 方 式	全連続高温熔融炉	全連続高温熔融炉
処 理 能 力	150t/日（150t/24h×1 炉）	300t/日（150t/24h×2 炉）

【し尿処理施設】

(2) 茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）

	概 要
所 在 地	茨木市東野々宮町 14-1
主 体 名	茨木市
処 理 対 象 物	し尿及び浄化槽汚泥
処 理 能 力	43kL/日
稼 動 開 始	平成 17 年 3 月

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1（平成 29 年度）

1 地域の概要

(1) 地域名	茨木市	(2) 地域内人口	280,567 人	(3) 地域面積	76.49km ²
(4) 構成市町村等名	茨木市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：— 設立されていない場合、今後の見通し：現在、予定なし				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目 標
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 35 年度
排 出 量	事業系	総排出量（トン）	52,299	52,478	50,487	49,191	46,508	44,631
		1 事業所当たりの排出量（トン/事業所）	5.73	5.75	5.22	5.09	4.81	4.62
	家庭系	総排出量（トン）	54,175	53,649	51,506	51,358	49,922	44,535
		1 人当たりの排出量（kg/人）	184.7	181.6	172.1	171.0	165.2	144.9
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	106,474	106,127	101,993	100,549	96,430	89,166
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）		3,076	3,261	3,555	3,596	3,585	3,838
	総資源化量（トン）		25,773	25,739	24,325	24,798	23,257	24,628
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)		39,290	39,292	37,013	35,890	36,845	31,023
中間処理による減 量 化 量	減量化量(中間処理前後の差 トン)		86,042	85,227	82,441	80,353	76,888	71,401
最 終 処 分 量	最終処分量(トン)		5,310	5,635	5,462	5,211	5,253	4,730

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した（様式 1 添付資料 1 に示す）。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始 年月	更新・廃止 予定年月	更新・廃止理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
ガス化溶融施設 (茨木市環境衛生センター) 第1工場	茨木市	全連続高温溶融炉	有	150t/日 ×1炉	H11.3	継続使用					
ガス化溶融施設 (茨木市環境衛生センター) 第2工場	茨木市	全連続高温溶融炉	有	150t/日 ×2炉	H8.3	継続使用					

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した（様式1 添付資料3、4）。また、各施設の概要書を添付した（添付資料4）。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成35年度
総人口		276,713	277,449	278,588	279,341	280,518	280,959
公共下水道	汚水衛生処理人口（人） 汚水衛生処理率（%）	270,671 97.8%	271,726 97.9%	273,401 98.1%	274,080 98.1%	275,344 98.2%	279,026 99.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口（人） 汚水衛生処理率（%）	3,085 1.1%	2,937 1.1%	2,594 0.9%	2,349 0.8%	0 0.0%	0 0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口（人） 汚水衛生処理率（%）	749 0.3%	731 0.3%	735 0.3%	1,378 0.5%	1,109 0.4%	1,074 0.4%
未処理人口	汚水衛生未処理人口（人）	2,208	2,055	1,858	1,534	4,065	859

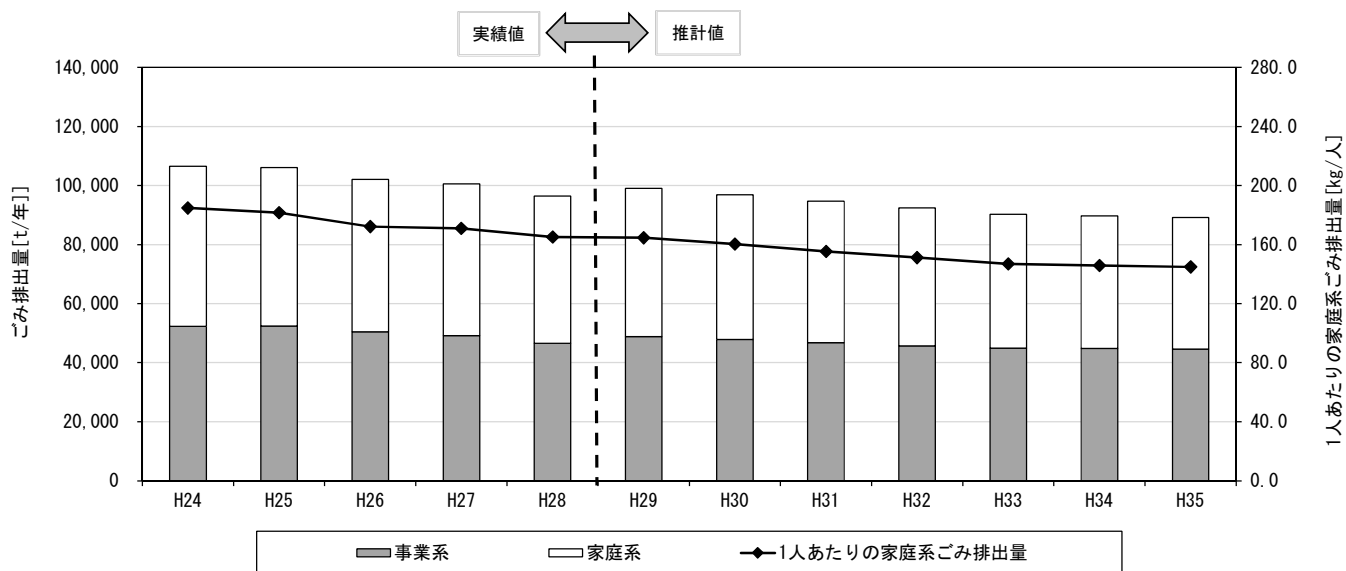
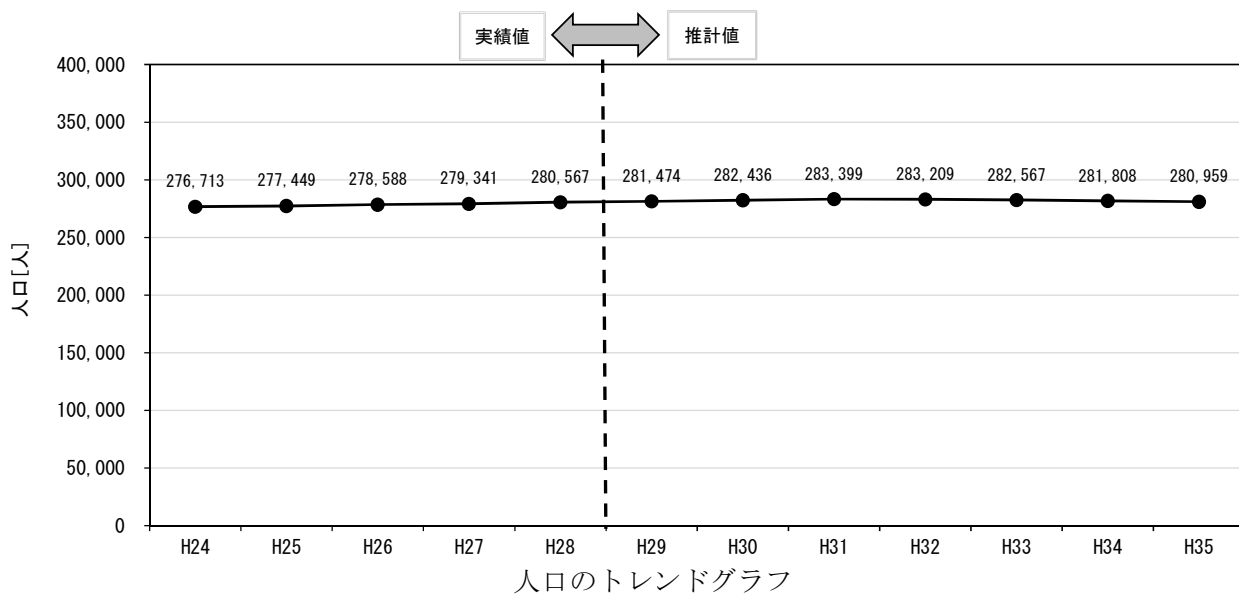
※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した（様式1 添付資料2に示す）。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

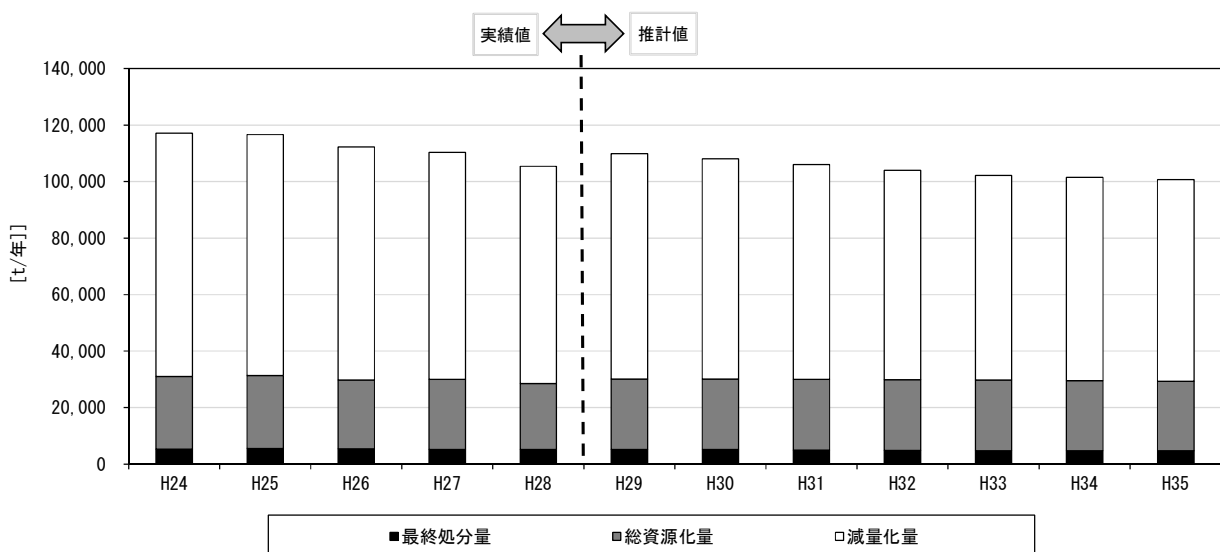
施 設 種 別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備 考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	
浄化槽市町村整備推進事業	茨木市	128	250	H26. 4	163	373	H35	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した(様式1 添付資料5に示す)。

様式1 添付資料1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）

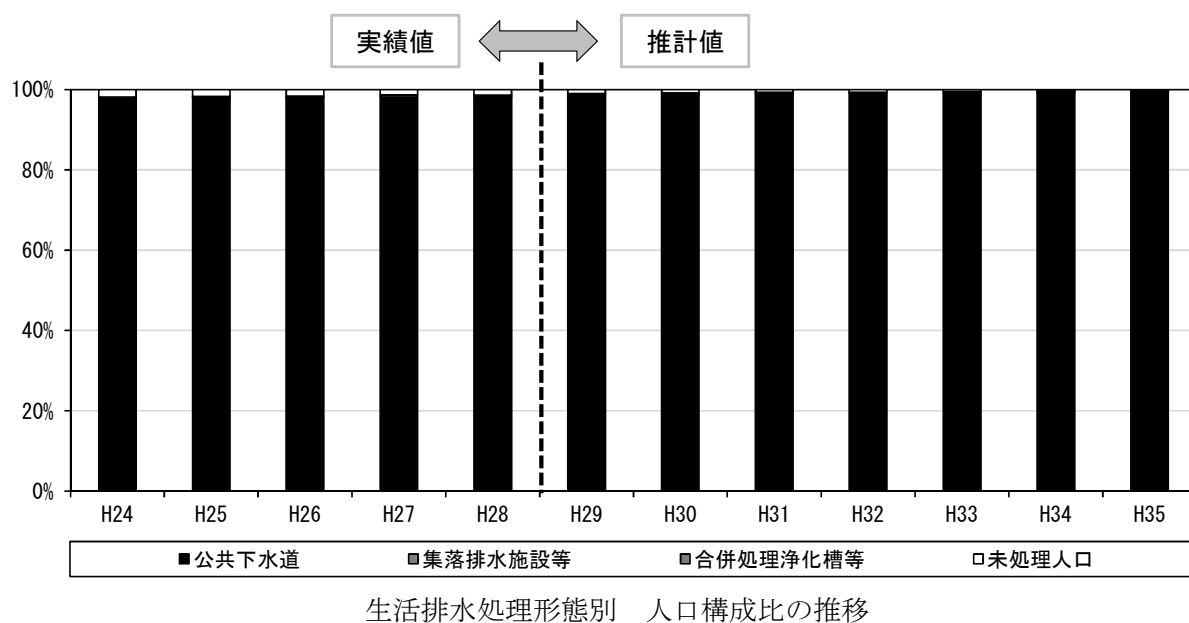
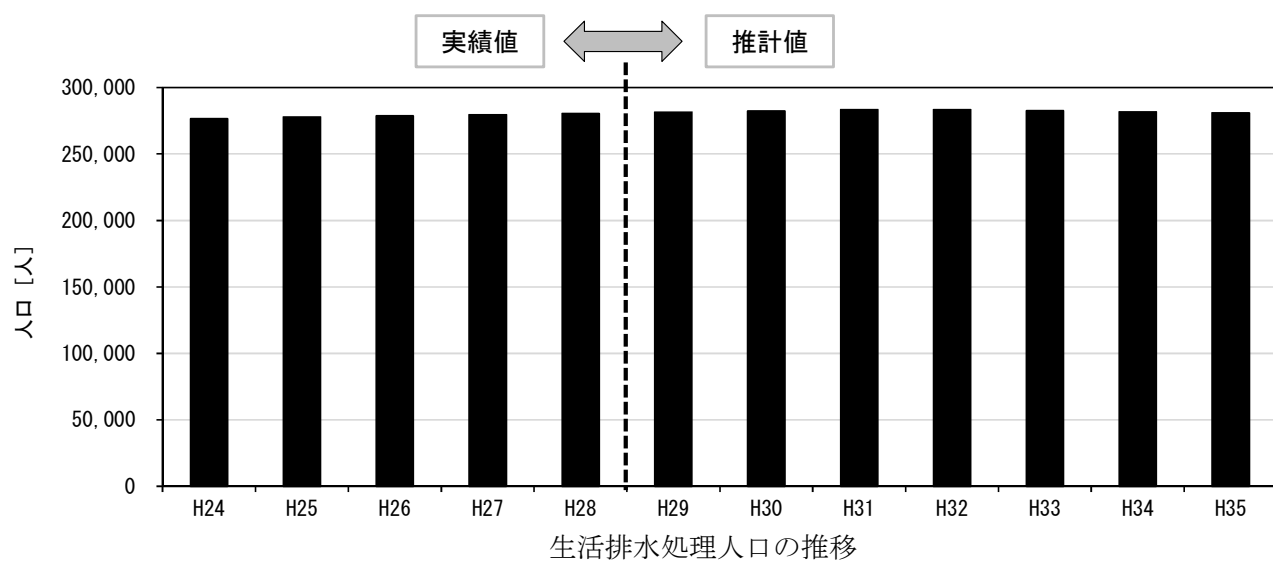


ごみ排出量の指標に関するトレンドグラフ



減量化量、総資源化量、最終処分量の指標に関するトレンドグラフ

様式1 添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水）



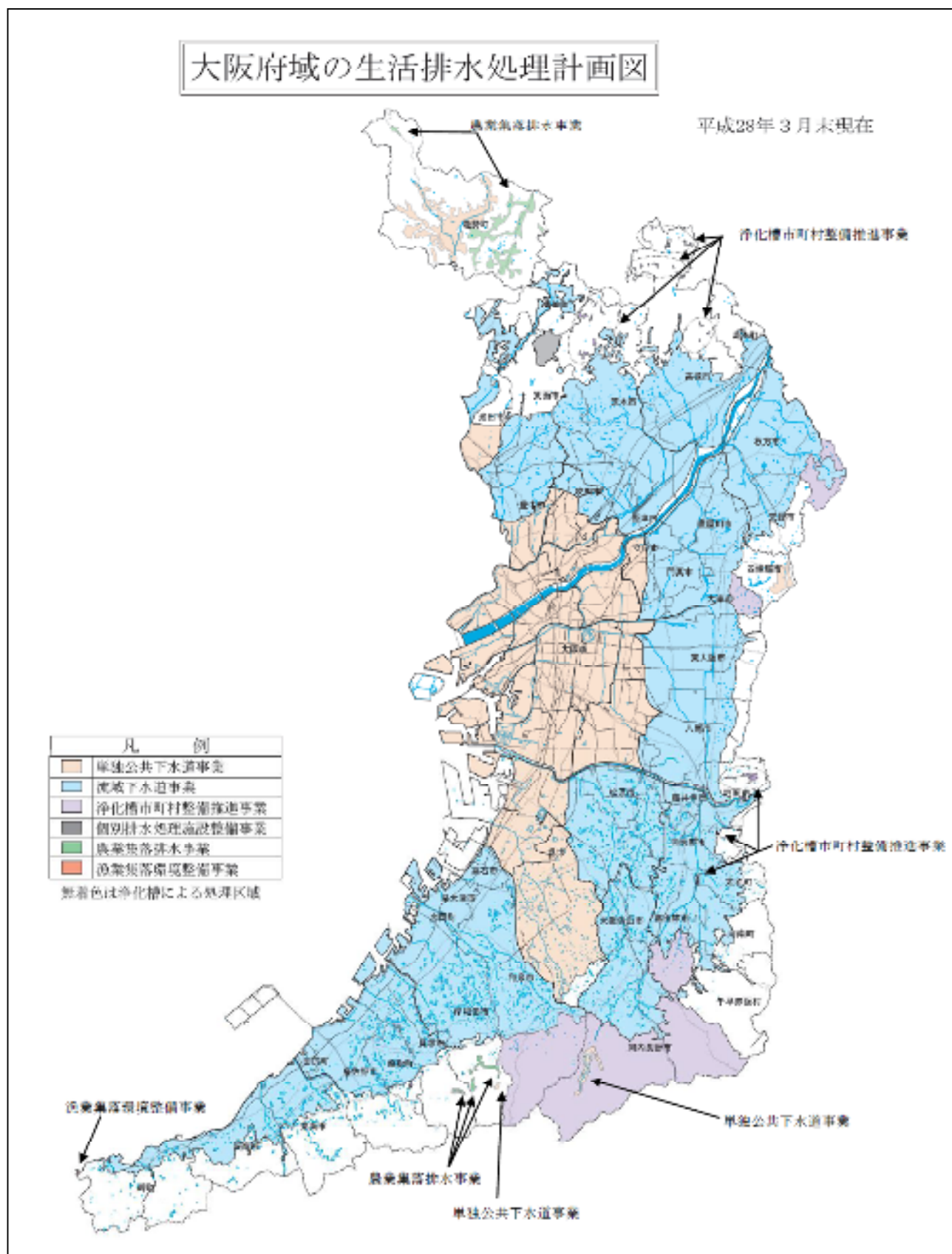
様式 1 添付資料 3 地域内の施設現況と予定（ガス化溶融施設）



様式 1 添付資料 4 地域内の施設現況と予定（し尿前処理施設）



様式1 添付資料5 地域内の施設現況と予定（生活排水：茨木市）



様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（平成 29 年度）

事業種別		事業 番号	事業 主体 名称	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)						備 考	
事業名称				単位	開始	終了		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度		
○処理施設等の整備に関する事業																				
焼却施設 茨木市環境衛生センター基幹改良事業		1	茨木市	450	t/日	H32	H34	4,768,000			953,600	1,907,200	1,907,200	3,280,000			656,000	1,312,000	1,312,000	
○浄化槽に関する事業																				
浄化槽設置整備事業		2	茨木市		基	H30	H34													
浄化槽市町村整備推進事業		3	茨木市		基	H30	H34	0						0						
○施設整備に係る計画支援に関する事業																				
茨木市環境衛生センター基幹改良事業 (事業番号1)に関する計画支援事業		31	茨木市	1	式	H30	H31	43,784	23,912	19,872				43,784	23,912	19,872				長寿命化総合計画策 定業務、発注仕様書 作成業務、事業者選 定支援業務
合 計								4,811,784	23,912	19,872	953,600	1,907,200	1,907,200	3,323,784	23,912	19,872	656,000	1,312,000	1,312,000	

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称		施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画					備考
						開始	終了		H30	H31	H32	H33	H34	
発生抑制、再使用の推進のもの	13	ア・普及啓発	広報・啓発活動	ホームページや広報紙、リーフレットのほか、ごみ収集車を使ったアナウンスによる広報・啓発活動を行っている。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
			分別の徹底	啓発物の作成・配布や、ごみ集積場所への啓発ポスターの掲示を通じて、市民へごみの正しい分別方法や収集日の周知徹底を図る。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
			市民等啓発の推進	新たな方法による市民・事業者への啓発、廃棄物減量等推進員による地域への啓発等により 3R を推進する。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
			事業所への指導の強化	適宜、事業所訪問を実施し、実効性のある啓発・指導を行う。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
			小規模事業者への周知・啓発	特に、小規模事業者において、処理責任や事業系一般廃棄物と産業廃棄物の認識が低いことから、周知・啓発に取り組む。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
			ごみ出しルールの周知・啓発	若い世代や高齢者に対してもわかりやすい方法により、ごみ出しルールを周知・啓発する。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称		施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画					備考
						開始	終了		H30	H31	H32	H33	H34	
発 生 抑 制、再使 用 進 む す の	12	イ・環境教育	生涯学習講座	市民や学校等から申し込みを受け、現地に出向いて生涯学習講座を行っている。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
		イ・環境教育	社会科副読本の配布	小学校で社会科副読本を配布し、ごみ減量・分別に対する授業を実施している。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
		イ・環境教育	社会科見学等	環境衛生センターの社会科見学やいばらき環境フェアを実施している。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
	17	ウ・再生利用	古紙類、古布類の再資源化の推進	古紙類や古布類はできるだけ地域の集団回収に出してもらえよう、市民に対して認知されやすく効果的な周知・啓発を行う。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
			小型家電の資源化に関する検討	若い世代や高齢者の誰もが出しやすい資源化ルートを検討するとともに、小型家電リサイクル法への対応を検討する。	茨木市	H30	H34							
									事業実施に向けた検討					
	15	エ・マイバッグ運動・レジ袋対策	プラスチック類の再資源化の検討	食品トレイなどをスーパーの店頭回収に出している人は少ないことから、リサイクルの取り組みが促進されるようなアプローチを検討する。	茨木市	H30	H34							
									事業実施に向けた検討					
			マイバッグ運動の推進・レジ袋の削減	マイバッグ配布のキャンペーン運動などを行い、市民・事業者・行政が協力して、マイバッグ持参の推進とレジ袋削減の普及活動を推進する。また、レジ袋の有料化についても検討していく。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称		施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画					備考
						開始	終了		H30	H31	H32	H33	H34	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	14	オ・助成	生ごみ処理容器等設置補助制度	コンポスト容器等及び電気式生ごみ処理機を購入し設置される方に対し、予算の範囲で購入費用の一部を助成する。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
	14	オ・助成	再生資源集団回収報奨金制度	自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体に対し、報奨金を支給する。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
	11	カ・有料化	事業所へみくすの紙分別ボックス購入補助制度	紙ごみ分別ボックスを購入し設置される事業者に対し、予算の範囲で購入費用の一部を助成する。	茨木市	H30	H34							
									事業の実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	溶融飛灰リサイクルの推進	ごみ処理の適切な処理費用負担のあり方の検討	家庭系ごみの今後の排出量を見極め、住民サービスの維持を踏まえたうえで、ごみ処理の費用負担のあり方について検討する	茨木市	H30	H34							
									事業実施に向けた検討					
	21	溶融飛灰リサイクルの推進	今後の事業系ごみ排出量の推移を見極め、必要に応じてインセンティブを働かせるアプローチを検討するとともに、適正な処理料金のあり方について検討する。	茨木市	H30	H34								
									事業実施に向けた検討					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	溶融飛灰リサイクルの推進	最終処分量を削減するため、溶融飛灰のリサイクルを検討する。	茨木市	H30	H34								
									事業実施に向けた検討					

様式 3

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画					備考
					開始	終了		H30	H31	H32	H33	H34	
処 理 施 設 の 整 備 す る も の	1	茨木市環境衛生センター基幹改良事業	建設工事等	茨木市	H32	H34	○			基幹的設備 改良工事			
	2	浄化槽設置整備事業	浄化槽設置	茨木市	H30	H34	○			事業実施			
3	浄化槽市町村整備推進事業	浄化槽設置	茨木市	H30	H34	○			事業実施				

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画					備考
					開始	終了		H30	H31	H32	H33	H34	
その他	41	廃棄物減量等推進員の設置	研修会を開催するなど、廃棄物減量等推進員の知識を深め、さらに積極的な活動の展開を図る。	茨木市	H30	H34							
								事業実施					
	42	不法投棄対策の強化	広報紙やチラシ、看板による周知・啓発、パトロールを継続して実施し、ごみの不法投棄や散乱の防止に努める。	茨木市	H30	H34							
								事業実施					
	43	災害廃棄物の適正処理の推進	北摂地域における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定に基づき、災害発生時におけるごみ処理の広域的な支援体制を確保する。	茨木市	H30	H34							
								支援体制の確保					

施設概要（基幹改良エネルギー回収推進施設系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	茨木市
(2) 施設名称	茨木市環境衛生センター
(3) 工期	平成 32 年度 ～ 平成 34 年度
(4) 施設規模	処理能力 450 t/日（150 t/日×3 炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼方式 シャフト炉式ガス化溶融炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ （発電効率 20.65%） ・ 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 %） ・ ☒
(7) 地域計画内の役割	老朽化により能力の低下した施設の基幹改良を行い、延命化を行うことにより、一般廃棄物を迅速かつ衛生的に処理を行うとともに、二酸化炭素排出量の削減及び、効率的なサーマルリサイクルを行う。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ☒

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	—
(12) 事業計画額	4,768,000 千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	茨木市
(2) 事業名称	浄化槽市町村整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	本市が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。
(4) 事業期間	平成30年度 ～ 平成34年度
(5) 事業対象地域の要件	[浄化槽市町村整備推進事業実施要綱] 3 下水道法第4条第1項又は第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域のアのうち (サ) 既に事業を実施している地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 17,160千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	3基 (7人分)	0基	3,060千円	3,515万円	3,060千円
6～7人槽	10基 (26人分)	0基	11,340千円	14,602千円	11,340千円
8～10人槽	2基 (6人分)	0基	2,760千円	3,850千円	2,760千円
11～20人槽	基 (人分)	基			
16～20人槽	基 (人分)	基			
21～25人槽	基 (人分)	基			
26～30人槽	基 (人分)	基			
31～40人槽	基 (人分)	基			
41～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
事務費等		基			
合 計	15基 (39人分)	0基	17,160千円	21,967千円	17,160千円

○事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

市町村総人口	275,995人	市町村世帯数	118,500世帯
対象地域人口	1,343人	対象地域世帯数	659世帯

【泉原地区】	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合	936,065千円	20,358千円	12,738千円	33,096千円
個別処理で処理した場合	268,627千円	10,501千円	13,822千円	24,323千円

【長谷・清阪・銭原・下音羽・ 上音羽地区】	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合	1,682,845千円	28,668千円	10,494千円	39,162千円
個別処理で処理した場合	365,702千円	14,296千円	19,243千円	33,539千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	茨木市
(2) 事業目的	茨木市環境衛生センター基幹改良事業のため
(3) 事業名称	茨木市環境衛生センター基幹改良事業（事業番号 1）に関する計画支援事業
(4) 事業期間	平成 30 年度 ～ 平成 31 年度
(5) 事業概要	長寿命化総合計画策定業務、発注仕様書作成業務、事業者選定支援業務
(6) 事業計画額	43,784 千円